**2015年6月1日****より、現物株式取引の決済による**

**デイトレート取引の範囲拡大**

2014年に開放された現物株式取引の決済によるデイトレート取引は現在、台湾50・中型100・証券グレタイ売買センターの「富櫃五十指数」成分の証券に限って行われてきました。

この現物株式取引の決済によるデイトレートの範囲が2015年6月1日より拡大され、台湾50・中型100・証券グレタイ売買センターの「富櫃五十指数」成分の証券のほか、**ワラント付証券（A級発行人発行のワラント付証券含む）・台湾証券取引所もしくは中華民国証券グレタイ売買センターより公告されたもの**、**全ての上場証券、上場投資信託（ETF）**についても、現物株式取引の決済によるデイトレートが可能となりました。

1. **ワラント付証券の対象選定方式：**

ワラント付証券の対象となる証券の選定基準は、市価、流動性及び財務状況により、3月・6月・9月・12月の年4回の審査で決定され、翌月第1営業日から発効します。

また、毎年5月・8月・11月中旬に四半期報告、半年報告を基にした調整が行われます。

1. **デイトレート対象証券の発効日時について**：
2. ワラント付証券の対象となる証券

ワラント対象の証券は、市価・流動性の審査のほか、財務状況を選定基準として用い、上場企業の財務諸表提出締め切りを午前0時までとしています。

対象となる証券全体の公告のための作業時間を考慮したうえで、2015年6月1日より、台湾50・中型100・証券グレタイ売買センターの「富櫃五十指数」成分の証券を除く、その他のワラント付対象証券については、ワラント対象の発効から一営業日後にデイトレート取引の対象となります。

例えば、2015年7月1日に、第三四半期の調整によってワラント対象となる証券が発効し、7月2日からデイトレート取引の対象には、当該四半期の調整結果が適用されます。

7月1日のデイトレート取引の対象は、台湾50・中型100・証券グレタイ売買センターの「富櫃五十指数」成分の証券のほか、前四半期のワラント証券が対象となります。

1. 上場投資信託（ETF）

上場投資信託（ETF）は、上場による信用取引が可能になることで、投資家は上場投資信託（ETF）を資金と相殺させることが出来るようになります。

そのため、2015年6月1日より、全ての上場投資信託（ETF）は現物株式取引の決済によるデイトレートが可能となり、また新たに上場する上場投資信託（ETF）の場合は、上場初日から現物株式取引の決済によるデイトレートが可能です。